

## 東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書の

## 意見に対する都市計画決定権者の見解

No.	項目	細目	意見書に記載された意見の概要	意見書に記載された意見に対する見解
1	事業計画	余熱利用計画	<p>本ごみ処理施設建設事業計画の中には、火力発電が明記されていますが、火力で作った蒸気は冷却しなければ循環できず、発電機を回すことができません。そして、冷却するためには1.9km離れた利根川から取水する必要がありますかと思われまます。</p> <p>このため、取水場設置に関する環境影響調査と送水管及び返送管設置に関する環境影響調査が必要になります。</p> <p>「東総地区広域ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書」には、冷却水の取水と送水に関し記述がありませんでしたので、調査項目に追加していただきたいと思ひます。</p>	<p>本事業では、ごみの処理に伴い発生する熱エネルギーの利用方法として、廃熱ボイラで発生した蒸気による発電を計画しています。</p> <p>ご意見のとおり、発電に用いた蒸気を循環して利用するためには冷却する必要があり、水冷方式では大量の冷却水が必要となります。このため、本事業では、水冷方式ではなく、蒸気復水器による空冷方式としています。なお、ごみ処理施設は、内陸部に建設されることが多いことから、蒸気の冷却は、空冷方式が一般的です。</p> <p>このため発電に関して、取水場の設置や送水管及び返送管等の設置は行わないことから調査項目として選定しておりません。</p>